

新潟市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

令和2年3月12日発行



NIIGATA CITY

目次

1	新潟市パートナーシップ宣誓制度の概要	3
2	宣誓することができる方	4
3	パートナーシップ宣誓の流れ	5
4	宣誓に必要な書類	6
5	こんなときは	7
6	Q & A	8
7	相談窓口	11



1 新潟市パートナーシップ宣誓制度の概要

新潟市パートナーシップ宣誓制度は、「新潟市人権教育・啓発推進計画」の理念に基づき、互いの個性や多様性を認め合い、性的指向¹や性自認²にかかわらず誰もが自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目指す制度です。

性的マイノリティのカップルが、本人の希望により、パートナーシップ関係であると宣誓を行い、市はその宣誓書の受領証を発行します。

この制度において、それぞれの用語が示す意味は以下のとおりです。

性的マイノリティ

性的指向が異性愛のみではない人、または性自認が戸籍上の性と異なる人

パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、その一方または双方が性的マイノリティである二人

宣誓

二人が互いにパートナーシップを形成していることを市長に対して誓うこと

宣誓書受領証は、市の制度では市営住宅の申込み等にご利用いただけます。また、民間のサービスにおいても一定の範囲で家族と同等の取扱いが行われることがあります。詳しくは当該サービス提供者にご確認ください。

¹ 性的指向 人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの

² 性自認 性別に関する自己意識

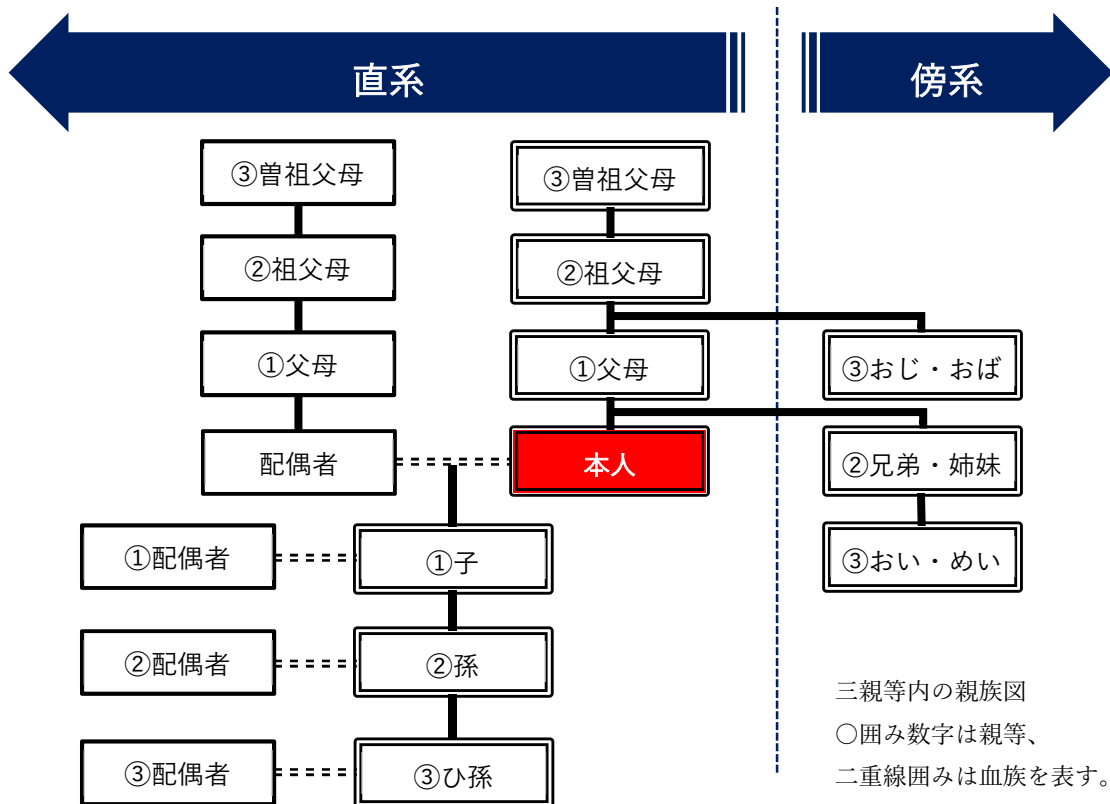


2 宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をするには、一方または双方が性的マイノリティであることのほか、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 双方が宣誓当日とともに成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有している、または1か月以内の転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実婚を含む）がないこと。また、宣誓の相手方以外にパートナーシップを形成している相手がないこと。
- (4) 双方の関係が直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係でないこと（養子縁組の場合を除く）。

パートナーシップの宣誓をすることができない近親者





3 パートナーシップ宣誓の流れ

宣誓の主な流れは次のとおりです。

(1) 電話またはメールで宣誓日の予約

- ・ 宣誓を希望する日の原則1か月前から7日前（祝休日および12月29日～1月3日を除く月～金曜日）までに電話またはメールでご予約ください。
- ・ 宣誓日時・場所・必要書類等の調整・確認を行います。
- ・ 宣誓日時は状況等によりご希望に添えない場合があります。
※宣誓可能な時間：開庁日の午前8時30分～午後5時30分

■予約連絡先：新潟市市民生活部男女共同参画課

電話：025-226-1061

メール：danjo@city.niigata.lg.jp

※メール件名を「パートナーシップ宣誓予約」としてください

(2) パートナーシップ宣誓

- ・ 予約した日時に必要書類（6ページ）をお持ちのうえ、必ず二人そろっておいでください。
- ・ 市職員の前でパートナーシップ宣誓を行い、「パートナーシップ宣誓書」に自署し、ご提出ください。宣誓書の用紙は市が用意します。
- ・ 市は提出された書類や宣誓書裏面の確認書により要件を確認します。また、提示された書類により本人確認を行います。
- ・ 書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期することもあります。事前審査をご希望の場合はご予約時にお申し出ください。

■宣誓場所：新潟市市民生活部男女共同参画課（区役所では宣誓できません）

新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所本館2階

※希望により、プライバシーに配慮したスペースをご用意します。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- ・ 宣誓書の写し（1枚）を添えて「パートナーシップ宣誓書受領証」（1通）「パートナーシップ宣誓書受領カード」（2通）のいずれかまたは両方を交付します。
- ・ 書類に不備がなければ即日交付します。

※パートナーシップの宣誓から受領証等の交付まで1時間程度かかります。



4 宣誓に必要な書類

宣誓に必要な書類は下記のとおりです。発行手数料は自己負担となります。

	書類	備考
<input type="checkbox"/>	双方の 住民票の写し 等、現住所が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から3か月以内のもの ・二人が同一世帯の場合は、お二人が記載された住民票1通で可 ・転入予定の方は予定住所がわかるもの 例 転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書 ・本籍地の記載は不要
<input type="checkbox"/>	双方の 独身証明書 等、独身であることが確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から3か月以内のもの ・本籍地のある市区町村の窓口で取得可能
<input type="checkbox"/>	本人確認書類	<p>■下記の1点で本人確認ができるもの（官公署が発行した写真付きの身分証明書） マイナンバーカード、旅券（パスポート）、運転免許証など</p> <p>■下記の(イ)と(ロ)の1点ずつで本人確認ができるもの、または(イ)の2点で本人確認ができるもの</p> <p>(イ) 健康保険や介護保険の被保険者証、国民年金手帳など</p> <p>(ロ) 学生証（写真付き）、法人（国または地方公共団体の機関を除く）が発行した身分証明書（写真付き）など</p> <p>※口頭で質問するなどの方法により本人確認させていただきます場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	通称名を日常的に使用していることがわかるもの（性別違和などの理由により、通称名での宣誓を希望する方のみ）	通称名で届いた郵便物や社員証など



5 こんなときは

(1) 受領証等を紛失・き損したとき

宣誓書受領証等を紛失、き損・汚損し、再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」をご提出ください。

届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 氏名を変更したとき

氏名を変更した場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を宣誓書受領証等とともにご提出ください。

届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) パートナーシップを解消したとき

当事者の意思によりパートナーシップを解消したときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」とともに宣誓書受領証等を市に返還してください。

(4) 市外へ転出するとき

どちらか一方でも市外へ転出するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」とともに宣誓書受領証等を市に返還してください。

(5) パートナーが死亡したとき

パートナーが亡くなったときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」とともに宣誓書受領証等を市に返還してください。

※パートナーシップ宣誓の無効

次の場合には、パートナーシップ宣誓を無効とします。

なお、虚偽の宣誓を行った場合や要件に反している場合などは、無効としたパートナーシップ宣誓書受領証等の交付番号を新潟市ホームページ上などで公表する場合があります。

- ・当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- ・虚偽の宣誓を行ったとき。
- ・宣誓の要件（4ページ）に反しているとき。
- ・転入予定で宣誓している場合は、宣誓日から1か月以内に市内への転入を証明する書類を提出しないとき。



6 Q & A

Q1 なぜ新潟市でパートナーシップ宣誓制度を導入するのですか？

A 性的指向や性自認にかかわらず、誰もがその人らしさを認められ、尊重される社会をつくるために導入するものです。導入により日常生活において困難を抱えている性的マイノリティの生きづらさが軽減され、パートナーシップ関係を尊重する意識が社会的に広がり、性的マイノリティへの理解が進むことを期待しています。

Q2 宣誓書受領証等の交付を受けるとどんなメリットがありますか？

A 受領証等は、市の内部規定である要綱に基づく書類であり、法的な効力はありませんが、市の制度では市営住宅の入居申込などの行政サービスが利用可能になります。

また、民間のサービスにおいても受領証の提示により一定の範囲で家族と同等の取扱いが行われることがあります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。

Q3 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓や宣誓書受領証等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓に必要な住民票や独身証明書などの交付手数料はご自身でご負担ください。

Q4 宣誓書受領証等は、宣誓日当日に交付されますか？

A 原則、宣誓日当日に交付します。受付から交付までに約1時間前後かかりますので、あらかじめご了承ください。

Q5 通称名は使用できますか？

A 性別違和などにより日常的に通称名を使用している方は、通称名で宣誓ができます。通称名で届いた郵便物や社員証など、通称名を日常的に使用していることを確認できる書類をご持参ください。

なお、通称名での宣誓の場合、宣誓書受領証等の氏名欄には通称名を記載しますが、裏面には戸籍上の氏名と通称名を併記します。通称名は、本制度のみ使用可能です。

Q 6 宣誓は、同性カップルしかできないのですか？

A 一方または双方が性的マイノリティであれば、戸籍上異性間のカップルであっても宣誓できます。詳しくはお問い合わせください。

Q 7 性的マイノリティではない事実婚の二人は宣誓できますか？

A 制度の対象者は性的マイノリティの方に限定され、事実婚の方は対象となりません。

Q 8 成りすましや偽造等の悪用をされませんか？

A 宣誓を受ける際には、独身証明書など独身であることを証明する書類の提出と、身分証明書による本人確認を行うことで、成りすまし等の悪用を防止します。

なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、宣誓書受領証等の返還を求めます。無効としたパートナーシップ宣誓書受領証等の番号は新潟市ホームページ上で公表することがあります。

Q 9 なぜ住民票や独身証明書などが必要なのですか？

A パートナーシップ制度の要件である、市内に居住していることや独身であることを確認するためです。

Q10 独身証明書はどのように取得できますか？

A 本籍地のある市区町村の窓口で取得可能です。新潟市内に本籍にある方の窓口は区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）で、手数料は1通300円です。

Q11 宣誓書受領証等の返還が必要なときはどんなときですか？

A 一方または双方が市外へ転出したとき、当事者の意思によりパートナーシップが解消されたときは、宣誓書受領証等を新潟市に返還する必要があります。

Q12 郵送でのパートナーシップ宣誓はできますか？

A 郵送や区役所での宣誓は受け付けていません。宣誓の際は、本人確認とお二人の意思を確認するため、事前予約のうえ、お二人で市役所にお越しください。

なお、希望によりプライバシーに配慮したスペースをご用意いたします。

Q13 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A 婚姻に類似する関係を構築する方法として、公正証書によりパートナーシップ契約を結ぶ方法や、遺言書を作成するなどの方法があります。手続きに関しては、お二人の個別の事情を考慮して進める必要があります。詳しくは新潟公証人合同役場（電話：025-240-2610）へお問い合わせください。



7 相談窓口

■新潟市性的マイノリティ電話相談

毎月第1月曜日 午後5時30分～午後8時

相談電話番号 025-241-8510

※令和2年4月、8月、12月は弁護士による相談

■アルザにいがた「こころの相談」

水・日曜日 午前10時～午後3時30分

金曜日 午後2時～午後7時30分

※祝休日および年末年始（12月29日～翌1月3日）を除く

相談電話番号 025-245-0545

■新潟市配偶者暴力相談支援センター

月・水曜日 午前9時～午後5時

火・木・金曜日 午前9時～午後8時

※祝休日および年末年始（12月29日～翌1月3日）を除く

相談電話番号 025-226-1065

■よりそいホットライン

24時間365日 通話料無料 相談電話番号 0120-279-338

■新潟市民専用の無料相談

公証人相談

毎週水曜日 午前10時～正午

面談のみ、要予約、同一案件1回限り、30分以内

予約電話：新潟市広聴相談課（電話：025-226-1025）

人権相談（新潟人権擁護委員協議会所属人権擁護委員）

第2・4木曜日 午前10時～正午、午後1時～3時

電話・面談、予約不要

問い合わせ：新潟市広聴相談課（電話：025-226-1025）



新潟市オリジナルアライマーク

「新潟市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き」(第1版)

令和2年(2020年)3月12日発行

問い合わせ・相談は

新潟市 市民生活部 男女共同参画課

電話 025-226-1061 FAX 025-228-2230

E-mail : danjo@city.niigata.lg.jp

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1(新潟市役所本館2階)